地域密着型通所介護契約書及び重要事項説明書

１，地域密着型通所介護契約書

２，地域密着型通所介護重要事項説明書

まんなか
【デイサービス】

地域密着型通所介護まんなか契約書



第１条（サービスの目的）

株式会社エヌケアが開設するまんなか(以下、「事業所」という)が行う地域密着型通所介護/横浜市通所介護相当サービス(以下、「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者/要支援者に対し、事業所の生活相談員、機能訓練指導員、看護師、介護職員（以下「従事者」という）が、当該事業所において、排泄、食事等の介護、入浴の介助、その他日常生活上の世話、機能訓練、余暇等の適切な地域密着型通所介護/横浜市通所介護相当サービスを提供することを目的とします。

第２条（契約期間）

上記の契約期間満了日の７日前までに利用者からの更新の拒絶の意思表示がない場合は、事業者が利用者に対して契約更新の意思を確認し、契約を更新します。

第３条（個別サービス計画）

（１）サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容を確認させていただきます。住所などに変更があった場合は速やかにお知らせください。

（２）利用者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン)」に基づき、利用者及びご家族の意向を踏まえて、機能訓練の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した「地域密着型通所介護計画/横浜市通所介護相当サービス・支援計画」を作成します。なお、作成した「地域密着型通所介護計画/横浜市通所介護相当サービス・支援計画」は、利用者又はご家族にその内容の説明を行い、同意を得た上で交付いたします。

（３）サービス提供は「地域密着型通所介護計画/横浜市通所介護相当サービス・支援計画」に基づいて行います。なお、「地域密着型通所介護計画/横浜市通所介護相当サービス・支援計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

第４条（サービス提供の記録等）

（１）事業の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から５年間保存します。

（２）利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

第５条（利用者の負担金及びその滞納）

（１）利用料金その他の費用の請求方法等

・事業を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、利用者様負担金はその１割、２割又は３割の額とし、詳細は別紙料金表のとおりとします。

・費用支払いを受ける場合には、利用者又はそのご家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名を受けます。
・利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとの区分）について記載した領収書を交付します。
・法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付します。

（２）支払い方法等

・サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の２７日までに利用者指定口座からの自動振替による支払いの準備をお願いします。
・その他のお支払方法については、別途ご相談させて下さい。
・支払いの確認をしましたら、領収書をお渡しいたしますので、利用者様自身にて保管されますようお願いします。
・利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から３ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から１ヶ月以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただきます。

第６条（利用者の解約権）

利用者は、事業者に対して予告期間をもってこの契約を解除することができます。

第７条（事業者の解除権）

事業者は、利用者の著しい不信行為により契約を継続する事が困難になった場合は、この契約を解除することができます。その場合、事業者は、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成した居宅介護支援事業者にその旨を連絡します。

第８条（契約の終了）

次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

（１）第２条の規定により事前に更新の合意がなされないまま有効期限が終了したとき。
（２）第５条の規定により事業者から契約解除の意思表示がなされたとき。
（３）第６条の規定により利用者から解約の意思表示がなされ、かつ予告期間が満了したとき。
（４）第７条の規定により事業者から契約解除の意思表示がなされたとき。
（５）次の理由により利用者にサービスを提供できなくなったとき。
・利用者が介護保険施設や医療施設に入所または入院したとき。
・利用者が要介護認定を受けられなかったとき。
・利用者が死亡したとき。

第９条（損害賠償）

事業者は、サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合

には、この限りではありません。

第１０条（秘密保持及び個人情報保護）

事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。

（１）利用者及びそのご家族に関する秘密の保持について

・事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びそのご家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

・事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はそのご家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

（２）個人情報の保護について

・ 事業者は、利用者及びそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

・ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります)

第１１条（苦情およびハラスメント対応）

（１）利用者は提供されたサービスに苦情およびハラスメントがある場合には、事業者、介護支援専門員、市町村に対して、いつでも申し立てをすることができます。

（２）事業者は、苦情およびハラスメント対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。

第１２条（契約外項目）

（１）この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、利用者と事業所の協議により定めます。

（２）この契約書は、介護保険法・高齢者の医療の確保に関する法律・健康保険法に基づくサービスを対象としたものですので、利用者がそれ以外のサービスを希望する場合には、別途契約するものとします。

地域密着型通所介護まんなか重要事項説明書

１、事業所の概要

名　称	まんなか
介護保険事業所番号	１４９３８００５００
所在地	横浜市都筑区茅ヶ崎東４－９－１８
電話番号	０４５－９４４－１２２１
ＦＡＸ	０４５－９４９－６２７８
管理者及び連絡先	管理者　尾崎英史 〒２２４―００３３　横浜市都筑区茅ヶ崎東４－９－１８ 電話番号：０４５－９４４－１２２１ Ｆ　Ａ　Ｘ：０４５－９４９－６２７８
提供サービス	地域密着型通所介護　横浜市通所介護相当サービス
サービス提供地域	都筑区
営業日	月～金曜日　祝日営業（ただし１２/３０～１/３を除く）
営業時間	８：４５～１７：３０
サービス提供日	月～金曜日　祝日営業（ただし１２/３０～１/３を除く）
サービス提供時間	９：４５～１５：５５
延長サービス提供時間	提供なし
利用定員	１０名
併設事業所	①訪問看護ステーション　みよみよ看護 業務内容：訪問看護/介護予防訪問看護 ②居宅介護支援事業所　はればれ 業務内容：居宅介護支援

２、事業所の職員体制

（１）管理者

事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従業者に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行う。

常　勤：１名　［管理者氏名：尾崎英史］

（２）生活相談員

ご利用者様及び家族からの相談を受けること、事業の業務に従事するとともに、事業所に対する事業の利用申込に係る調整の補助、及び他の従事者と協力して地域密着型通所介護計画/横浜市通所介護相当サービス・支援計画の作成の補助等を行う。

常　勤：２名

（３）介護職員

地域密着型通所介護の業務に当たる。

常　勤：３名（　兼務３名　）

非常勤：２名（　兼務２名　）

（４）機能訓練指導員

機能訓練計画の策定及び機能訓練の実施、従業者の指導に当たる。

常　勤：２名（　兼務２名　）

３、サービス内容

（１）地域密着型通所介護計画/横浜市通所介護相当サービス・支援計画の作成

ご利用者様に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、ご利用者様の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた地域密着型通所介護計画/横浜市通所介護相当サービス・支援計画を作成します。

地域密着型通所介護計画/横浜市通所介護相当サービス・支援計画の作成に当たっては、その内容についてご利用者様又はそのご家族様に対して説明し、ご利用者様の同意を得ます。それぞれのご利用者様について、地域密着型通所介護計画/横浜市通所介護相当サービス・支援計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。

※全てのご利用者様について作成します

（２）居宅への送迎

事業者が保有する自動車により、ご利用者様の居宅と事業所までの間の送迎を行います。 ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。

（３）日常生活上のお世話

・食事介助：食事の提供及び介助が必要なご利用者様に対して、介助を行います。また、嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。

・排泄介助：排泄の介助、おむつ交換を行います。

・更衣介助：上着、下着等の更衣の介助を行います。

・移乗、移動介助：介助が必要なご利用者様に対して、室内の移動、車椅子へ移乗の介助を行います。

・服薬介助：介助が必要なご利用者様に対して配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬確認を行います。

・機能訓練：ご利用者様の状態や能力、希望等に応じて機能訓練指導員が専門的知識に基づき、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練・集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操等などを行います。

・その他：ご利用者様の状況や能力に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。

（４）加算について　（※料金につきましては別紙料金表をご参照ください。）

地域密着型通所介護/横浜市通所介護相当サービス、共通

□入浴介助加算Ⅰ：入浴介助を行った場合の加算です。

□個別機能訓練加算Ⅰイ：計画に基づき生活機能向上を目的として機能訓練を実施した場合の加算です。 機能訓練指導員がご自宅に訪問し、生活に合わせた個別機能訓練計画を作成し、機能訓練を実施。定期的にご利用者様およびご家族に状態の説明を行います。

□個別機能訓練加算Ⅱ：利用者ごとの個別機能訓練計画の内容情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施にあたり当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

□介護職員等処遇改善加算Ⅰロ：介護職員の賃金の改善等の加算です。

□科学的介護推進体制加算：科学的介護情報システムにデータを提出した場合の加算です。

□サービス提供体制強化加算Ⅰ：介護福祉士を含めた介護職員配置を強化し、質の高いサービス提供を行う介護施設・事業所を評価する加算です。

４，サービス利用料及び利用者負担金

利用者負担金は負担割合に応じて別紙のとおりです。別紙ご参照ください。

５、キャンセル等

（１）ご利用者様がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに前記の連絡先までご連絡ください。

（２）ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前日までにご連絡ください。当日のキャンセルは、その他の費用で必要な実費はキャンセル料としてご利用者様負担金の１００％を申し受けることになります。ご利用者様の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合キャンセル料は不要です。

６、事業の目的および運営方針

（１）事業の実施に当たっては、要介護/要支援者となった場合においても、心身の特性を踏まえて、ご利用者様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらにご利用者様の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びにご利用者様の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話、機能訓練等の介護その他必要な援助を行います。また、ご利用者様の意思及び人格を尊重し、常にご利用者様の立場に立ったサービスの提供に努めます。

（２）事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。

７、個人情報について

（１）業務上知り得たご利用者様及びその家族に関する秘密及び個人情報については、ご利用者様または第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて契約中及び契約終了後第三者に漏らすことはありません。

（２）前項の規定にかかわらず、介護支援専門員との連絡調整、主治医との連携、介護事業所との連携等、必要な場合には個人情報を必要最低限の範囲で使用させていただきます。

（３）上記以外で個人情報の使用が必要な場合には文章で同意を得るものとします。

８、緊急時の対応

サービス提供中に、ご利用者様に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、ご利用者様が予め指定する連絡先にも連絡します。

９、事故発生時の対応について

ご利用者様に対する地域密着型通所介護/横浜市通所介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、ご利用者様の家族、ご利用者様に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。 また、ご利用者様に対する地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

市町村(保険者)	横浜市健康福祉局高齢健康福祉部介護事業指導課	連絡先	045-671-2356

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
保険名	居宅サービス・居宅介護支援事業者賠償責任保険
補償の概要	対象サービス中の偶然な事故に対する損害賠償

１０、相談窓口、苦情およびハラスメント対応

（１）苦情およびハラスメントがあった場合は、直ちに管理者および担当者が相手方に連絡を取り、直接行くなどしてご利用者様および、ご家族に詳しい事情をきくとともに、担当者からも事情を確認する。

（２）管理者が必要であると判断した場合は、担当者含めて検討会議を行う。

（３）検討の結果、必ず翌日までにご利用者様、およびご家族へ対応方法を含めた結果を報告する。

（４）管理者の判断で必要と思われた時には、主治医及び介護支援専門員に報告する。

（５）苦情およびハラスメント発生の際は、上記の苦情およびハラスメント処理の内容を記録に残し、再発を防ぐために役立てる。

（６）区役所高齢障害支援課と連携を図り、改善策の指導を受ける。

苦情およびハラスメント申立の窓口

事業者	まんなか
所在地	横浜市都筑区茅ヶ崎東４－９－１８

電話番号	０４５－９４４－１２２１	FAX	０４５－９４９－６２７８
受付時間	月～金曜日　祝日含む 不在時は携帯電話への転送対応　FAX は２４時間対応 担当者：代表者　松田宜之		
保険者(市町村等の介護保険担当部局)		はまふくコール (横浜市苦情相談コールセンター)	
電話番号	０４５－２６３－８０８４	FAX	０４５－５５０－３６１５
都筑区高齢障害支援課			
電話番号	０４５－９４８－２３０６	FAX	０４５－９４８－２４９０

１１、心身の状況の把握

事業の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、ご利用者様の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めます。

１２、　虐待の防止について

事業者は、ご利用者様等の人権擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

（１）虐待防止に関する責任者を選定しています。

（２）成年後見制度の利用を支援します。

（３）苦情解決体制を整備しています。

（４）従業者に対して、虐待防止を啓発･普及するための研修を実施しています。

（５）介護相談員を受入れます。

（６）サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族･親族･同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者様を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

虐待防止に関する責任者	管理者：尾崎英史

１３、非常災害対策

（１）事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

（２）非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

（３）定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

１４、衛生管理等

（１）事業用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

（２）事業所において感染症の発生又はまん延しないように必要な措置を講じます。

（３）食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

１５、運営推進会議について（地域密着型通所介護）

（１）事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力

を行うなど、地域との交流に努めます。

（２）当事業所の行う地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、「運営推進会議」を設置します。

（３）「運営推進会議」の構成員は、ご利用者様、ご家族様、地域住民の代表者、地域包括支援センター又は市町村の職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等とし、おおむね６ヶ月に１回以上会議を開催します。

（４）「運営推進会議」開催前に、会議の開催に関するご案内および出席依頼を行いますので、可能な限りご出席いただきますようお願いします。

１６、第三者評価の実施状況

第三者の評価機関からの評価は受けていません。

１７、身体拘束について

事業者は、原則としてご利用者様に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、ご利用者様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、ご利用者様及びそのご家族様に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

緊急性	直ちに身体拘束を行わなければ、ご利用者様本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
非代替性	身体拘束以外に、ご利用者様本人または他人の生命身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
一時性	ご利用者様本人または他人の生命身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

１８，感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、またはまん延しないように次の措置を講じます。

（１）事業所における感染症の予防及びまん延防止のために対策を検討する会議等を開催します。その結果を職員に周知徹底します。

（２）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

（３）職員に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施します。

１９、当社の概要

法人名称	株式会社　エヌケア
代表者職・氏名	代表取締役　松田　宜之
本所在地	神奈川県横浜市都筑区北山田七丁目４番 2-705 号
法人連絡先	電話番号:０４５－９４９－６２７７ ＦＡＸ：０４５－９４９－６２７８
法人設立年月日	平成２４年１月１０日

まんなか　料金表

まんなか
【デイサービス】

1．介護報酬に係る費用（6時間以上7時間未満の場合　2級地　10.72円）

令和8年6月現在

＜　デイサービス(地域密着型)　＞

令和8年6月現在

項目	介護度	単位数	1割負担 (利用者負担)	2割負担 (利用者負担)	3割負担 (利用者負担)	内容説明
基本額	要介護1	687単位	727円	1,454円	2,181円	6時間以上 7時間未満
	要介護2	801単位	859円	1,718円	2,576円	
	要介護3	925単位	992円	1,984円	2,975円	
	要介護4	1,049単位	1,125円	2,249円	3,374円	
	要介護5	1,172単位	1,257円	2,513円	3,769円	
加算	入浴介助加算Ⅰ	40単位	43円	86円	129円	入浴をご利用の方1日につき
	入浴介助加算Ⅱ	55単位	59円	118円	177円	
	個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	56単位	60円	120円	180円	1日につき
	個別機能訓練加算(Ⅱ)	20単位	22円	43円	65円	1月につき
	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	20単位	22円	43円	65円	1回につき
	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	5単位	6円	11円	16円	
	口腔機能向上加算Ⅰ	150単位	161円	322円	483円	1月に2回を限度として 1回につき
	口腔機能向上加算Ⅱ	160単位	172円	343円	515円	1月に2回を限度として 1回につき
	科学的介護推進体制加算	40単位	43円	86円	129円	1月につき
	ｻｰﾋﾞｽ提供体制強化加算(Ⅰ)	**22単位**	**24円**	**47円**	**71円**	**1日につき**
	介護職員等処遇改善加算(Ⅰロ)	**1ヶ月当たりの総単位数の12.7%**				**1月につき**
その他	**お昼代**	800円(お昼680円/おやつ120円)				
	材料費	実費				
	おむつ代	100円（1枚）				
	パット代	50円（1枚）				

※その他の利用料金表にあるサービスをご利用の場合は、上記料金に加算されます

1．加算

項目	内容
入浴介助加算	入浴介助を行った場合の加算です。
個別機能訓練加算	計画に基づき機能訓練を実施した場合の加算です。 機能訓練指導員がご自宅に訪問し、生活に合わせた個別機能訓練計画を作成し、機能訓練を実施。定期的に利用者様およびご家族に状態の説明を行います。
科学的介護推進体制加算	科学的介護情報システムにデータを提出した場合の加算です。
ｻｰﾋﾞｽ提供体制強化加算	職員の介護福祉士の有資格者の割合や勤続年数から、質の高いサービスを提供する体制にある事業所を評価する加算です。
介護職員等処遇改善加算	介護職員の賃金改善を目的とした加算です。人材確保の為の加算となります。

3．その他の費用

項目	金額	内容説明
お昼代	800 円	1 日につき　お昼 680 円/おやつ 120 円（調理したものを提供)）
材料費	実費	作業や余暇で使用した実費（利用者希望での提供の場合）
おむつ代	100 円	1 枚につき
パット代	50 円	1 枚につき

4．サービス利用の中止

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前日までにご連絡ください。当日のキャンセルは、キャンセル料としてご利用者様負担金の１００％を申し受けます。体調の急変、その他やむを得ない場合には、キャンセル料はかかりません。

地域密着型通所介護　まんなか

ご利用料金（要支援）

１．　介護報酬に係る費用

令和８年６月現在

＜　デイサービス　＞						
項目	介護度	単位数	１割負担 （利用者負担分）	２割負担 （利用者負担分）	３割負担 （利用者負担分）	内容説明
基本額	要支援１・２ （週１回程度）	1,798 単位	1,927 円	3,854 円	5,781 円	６時間以上 ７時間未満
	日割	59 単位				
	要支援２ （週２回程度）	3,621 単位	3,881 円	7,762 円	11,643 円	
	日割	119 単位				
	科学的介護推進体制加算	40 単位	43 円	86 円	129 円	１回につき
	ｻｰﾋﾞｽ提供体制強化加算（Ⅰ）	**88 単位**	**94 円**	**188 円**	**283 円**	**１月につき**
	介護職員等処遇改善加算（Ⅰロ）	**１ヶ月当たりの総単位数の 12.7%**				**１回につき**
その他	お昼代	800 円（お昼 680 円/おやつ代 120 円）				
	材料費	実費				購入したものを提供

２．　加算

項目	内容
科学的介護推進体制加算	科学的介護情報システムにデータを提出した場合の加算です。
ｻｰﾋﾞｽ提供体制強化加算	**職員の介護福祉士の有資格者の割合や勤続年数から、質の高いサービスを提供する体制にある事業所を評価する加算です。**
介護職員等処遇改善加算	介護職員の賃金改善を目的とした加算です。人材確保の為の加算となります。

３．その他の費用

項目	金額	内容説明
材料費	実費	作業や余暇で使用した実費（利用者希望での提供の場合）

４．サービス利用の中止

体調の急変、その他やむを得ない場合には、キャンセル料はかかりません。